

公的研究費の執行に係る不正な取引に関与した 業者への取引停止の処分方針

公益財団法人エイズ予防財団（以下「当財団」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定。平成26年2月18日改正）に基づき、公的研究費の執行に係る不正な取引に関与した業者への取引停止の処分方針を以下のとおり策定する。

1 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分

不正な取引に関与した業者は1ヵ月以上12ヵ月以内の取引停止処分とする。ただし、即時の取引停止により当財団の研究活動に著しく影響が生じる場合は、一定期間を経た後に取引停止処分とすることができる。

2 不正な取引に関与した業者への取引停止等の決定

不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分は、統括管理責任者が状況調査の上、合理的判断により決定する。

3 不正対策に関する方針

不正対策に関する方針について、以下のように定める。

- ・不正を事前に防止するため、当財団すべての職員に対して、競争的資金等の使用ルールやそれに伴う責任を理解させるためのコンプライアンス教育を実施する。
- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を遵守し、不正防止対策を継続的に改善する。

4 不正対策に関するルール

不正対策に関するルールについて、以下のように定める。

- ・不正な取引に関与した業者への取引停止等を行う。
- ・取引業者に対し、不正対策を周知徹底する。
- ・取引業者に対し、不正を行わない旨の誓約書の提出を求める。

5 取引業者への不正対策の周知

取引業者への不正対策の周知について、以下のように定める。

① 周知内容

- ・不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針

- ・不正対策に関する方針
- ・不正対策に関するルール

② 周知方法

- ・当財団ホームページに掲載する。

③ 周知する時期及び回数

- ・当財団のホームページに常時掲載する。
- ・内容に変更があった場合は、速やかに更新する。

6 取引業者に提出を求める誓約書

取引業者に対し、一定の取引実績（回数・金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で、様式1に示す誓約書の提出を求める。誓約書には以下の内容を含めるものとする。

- ① 財団の規程等を遵守し、不正に関与しないこと。
- ② 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- ③ 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- ④ 財団の職員等から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。
 - ・提出を求める業者の選定方法は、過去の実績等により以下のとおりとする。
選定方法：過去に一定の取引実績（回数、金額）があること。
 - ・提出を求める時期及び回数は、以下のとおりとする。
時期：公的研究費の執行に係る不正な取引に関与した業者への取引停止の処分方針の対象となった時
回数：公的研究費の執行に係る不正な取引に関与した業者への取引停止の処分方針の対象となった時、処分方針の見直しが行われた時

(付属する別紙／様式)

- ・様式1 誓約書

公益財団法人エイズ予防財団理事長 様

誓 約 書

当社は、貴財団への物品等の納入について、以下のとおり誓約します。

- 1 貴財団の科学研究費等の公的研究費による研究活動の不正行為防止のための取組みの趣旨を理解し、貴財団規程等を遵守し、不正に関与しません。
- 2 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。
- 3 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議ありません。
- 4 貴財団の職員等から不正な行為の依頼等があった場合には通報します。

平成 年 月 日

所在地

会社名

代表者氏名

⑩